

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		使用料の還付
根拠法令及び条項		新座市スポーツ施設条例第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
所管部課係名		教育総務部生涯学習スポーツ課スポーツ・青少年係
審査基準	審	規則第14条(第1項) 条例第15条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定めるところによる。 (1) 利用権利者の責めに帰さない事由により利用日前に管理者が利用の許可を取り消し、利用日に当該許可に係るスポーツ施設等を利用することができない場合 全額 (2) 利用権利者の責めに帰さない事由により利用日に管理者が許可を取り消し、当該許可に係るスポーツ施設等の利用時間の3分の2を経過していない場合 全額 (3) 利用権利者の責めに帰さない事由により利用日に管理者が許可を取り消し、当該許可に係るスポーツ施設等の利用時間の3分の2を経過している場合 半額 (4) 利用権利者が利用開始日の7日前までに利用の取消しを申請し、管理者の承認を受けた場合 半額
	査	規則第14条(第1項) 条例第15条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定めるところによる。 (1) 利用権利者の責めに帰さない事由により利用日前に管理者が利用の許可を取り消し、利用日に当該許可に係るスポーツ施設等を利用することができない場合 全額 (2) 利用権利者の責めに帰さない事由により利用日に管理者が許可を取り消し、当該許可に係るスポーツ施設等の利用時間の3分の2を経過していない場合 全額 (3) 利用権利者の責めに帰さない事由により利用日に管理者が許可を取り消し、当該許可に係るスポーツ施設等の利用時間の3分の2を経過している場合 半額 (4) 利用権利者が利用開始日の7日前までに利用の取消しを申請し、管理者の承認を受けた場合 半額
	基	1 使用料の還付は、規則第14条に定めるところによる。 2 次の場合は、使用料を還付しない。 (1) 期限内に使用料還付の申請をしないとき。 (2) 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。 (3) その他上記(1)・(2)に準じると認められるとき。
	準	(未設定の場合はその理由)
	参考事項	
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間(未設定の場合はその理由)	総日数 即日
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)